

3. 経済学研究科

経済学専攻

【到達目標】

本研究科は、今日のグローバル化社会において活躍できる人材の育成を目指す。具体的には、本研究科の大学院生の特徴である、資格取得を目指す学生と、やや専門的な教育を希望する外国人留学生のニーズを満たすことに力点を置き、次の3点を到達目標とする。

- 1) 専攻する分野において得意とするテーマ・問題の経済学的奥義を究めた研究者及び高度職業人を育成する。
- 2) 資格の取得を奨励し、実業界で専門家として活躍する人材を育成する。
- 3) 外国人留学生が、彼らに対する専門教育のみならず、より効果的な日本語教育を通して、修得した専門知識と日本語を駆使して、多国間の交流に寄与かつ国際的に活躍できる職業人となれるように育成する。

【現状説明】

(1) 教育課程等

本研究科では、経済学を学ぶための基礎となる経済理論とその応用分野まで網羅した多様な科目を選択できる領域を設けている。大学院生は自分の専攻する分野の科目のみならず、各々密接に関連した他の研究分野の科目を学ぶことにより、各自の専門研究をより深めることができる。言い換えると、幅広い素養・教養に支えられた専門性の高い知識と能力を身につけることが可能となる。

具体的なカリキュラムとして、例えば、経済学理論・経済学史、経済史、経済政策、財政・金融など経済学系の分野と、国際経済・貿易論、経営学、会計学、マーケティング・ロジスティックスなど国内・国際的な経済・ビジネス系分野など、多様な領域から選択できる科目構成になっている。

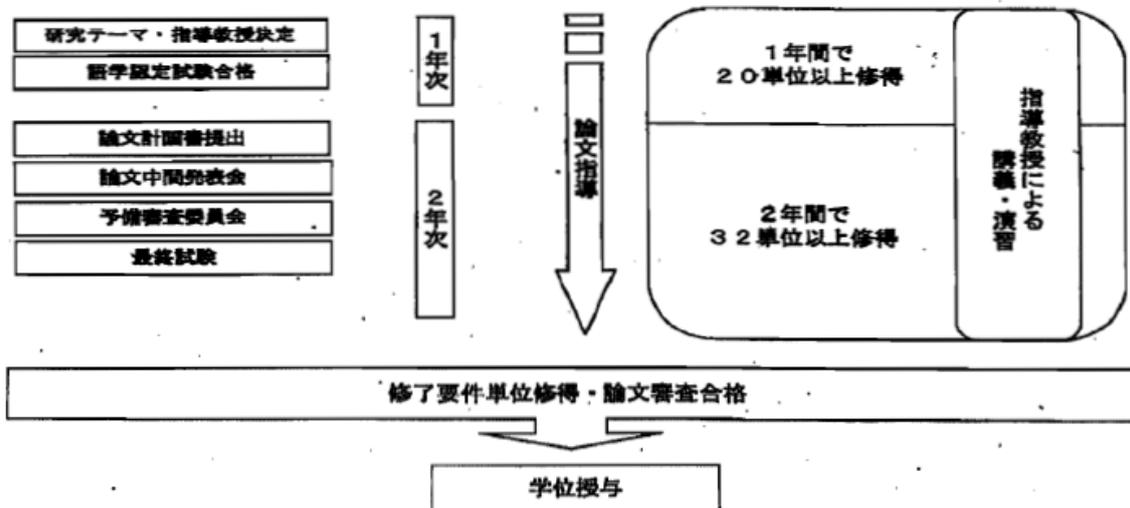
1) 博士前期の教育課程

大学院生は1年次に、指導教授の指導の下、各自の専攻分野や関連分野の科目を20単位以上履修する。同時に、論文の書き方や資料の収集、処理方法などの基本を学ぶ。

本研究科の講義では、一般的に、大学院生の準備・予習した内容の報告、討論の形で行われる。研究指導では、関連分野の教員による複数指導体制を採用している。この方式により、大学院生は、指導教授に加えて、自分の興味ある研究テーマに近い、いろいろな教員の教育・指導を受けることができる。

2年次の修士論文作成の過程において、大学院生（2年間で32単位以上修得）は、中間報告会、研究会などを通して、関連分野の教員や他の大学院生からの有益なコメント、助言を参考にすることができる。修士論文の最終段階では、大学院生は本審査前に、論文テーマに関連する教員（含む指導教授）3名による予備審査を受けなければならない。その審査を通して得られた適切な指導を参考に、大学院生はより優れた内容の論文として完成、提出することができる（「学修の流れ（博士前期）フローチャート」参照）。

学修の流れ（博士前期）フローチャート

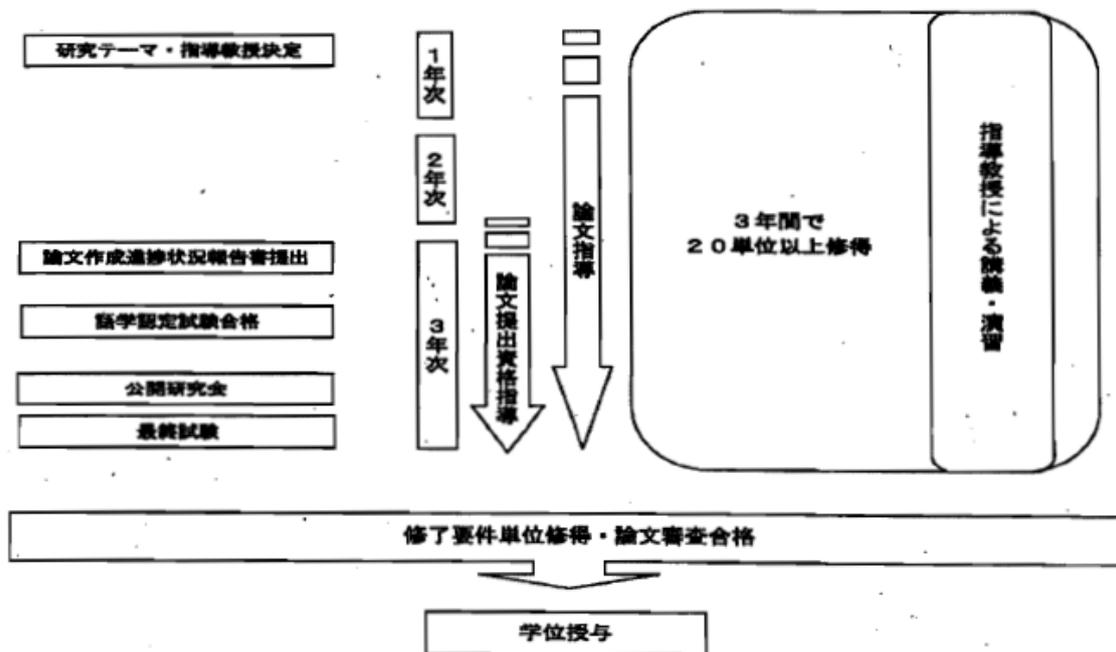


2) 博士後期の教育課程

大学院生は、博士前期課程で学んだ科目、修士論文として提出した研究テーマを中心に、より高度な研究を目指す。必要単位として、3年間で20単位以上の修得が求められている。履修科目は、指導教授による研究指導・演習が中心となるが、博士前期課程と同様に、複数教員による指導体制が採用されているので、大学院生はより充実した教育・研究指導を受けることができる。さらに、研究の必要上、指導教員の指示により、学部や他の研究科の講義を受講することができる。

論文指導に関して、大学院生は論文提出前の半年間、複数教員から構成される指導委員会による助言、評価、指導を受ける。その委員会の研究指導を経て、大学院生はより洗練された、独創性のある論文を完成することができる（「学修の流れ（博士後期）フローチャート」参照）。

学修の流れ（博士後期）フローチャート



①大学院研究科の教育課程

本研究科の博士前期課程、博士後期課程の教育課程には、経済学の各々専門分野を網羅した講義、演習科目が設置され、大学院生の専門的知識の修得に対応している。

博士前期課程では、経済学理論・経済学史、経済史、経済政策、財政・金融などの経済学系の分野と、国際経済・貿易論、経営学、会計学、マーケティング・ロジスティックスなど国内・国際的な経済・ビジネス系分野を網羅する科目が設置されており、大学院生は清深な学識や高度な専門知識の修得が可能である。

博士後期課程では、博士前期課程と同様に、経済学系分野と経済・ビジネス系分野をそれぞれ網羅する専門科目が設置されており、博士後期課程における目的（「高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」）が十分に達成できるように工夫されている。大学院生は、博士前期課程とは異なり、指導教授から主に、研究者、専門家として自立できるような密度の濃い教育と、独創性の高い論文を作成するための指導を受けている。

次に、学部との関連性について、本研究科の基礎となる学部には、経済学科と現代ビジネス学科があり、経済学科には4つのコース（「福祉と環境を学ぶコース」、「市場と公共政策を学ぶコース」、「国際経済と社会を学ぶコース」、「企業と産業を学ぶコース」）、現代ビジネス学科には3つのコース（「貿易と国際ビジネスを学ぶコース」、「経営とマーケティングを学ぶコース」、「企業と会計を学ぶコース」）が設けられている。当該学部には、このような学科、コースにふさわしい科目が多数設置されており、本研究科の経済学系、経済・ビジネス系科目と内容的に密接に関連している。従って、大学院生、特に本学部で学んだ大学院生は、学部の科目を基礎に、本研究科の科目の内容理解が容易になる。ひいては、自らの研究や論文の作成に役立たせることができる。

上記から明らかなように、学士課程、博士前期課程と博士後期課程における科目の配置と内容は、常に連動している。例えば、地域研究に興味のある学生は、博士前期課程で、「世界経済論特講」、「新興国経済論特講」、「アジア経済論特講」などを学び、さらに博士後期課程では、「国際経済論研究」、「アジア経済論研究」など、研究を深めることができる。大学院生は、いわゆる博士前期・後期課程の一貫した系統的な教育を受けられるようになっている。

当然、博士前期課程で学位（修士）を取得した大学院生は、しかるべく入試に合格し、博士後期課程に進むことができる。博士後期課程は、必要単位（20単位）以上修得の上、指導教授を加えた複数教員の指導の下、半年間の指導委員会の審査を経て、論文を提出する。最終的には、主査1名、副査3名以上の教員からなる審査委員会を経て、学位授与となる。

②授業形態と単位の関係

本研究科では、大学院生の履修科目は、「特講」と「演習」からなり、通年4単位（週1回 90分授業）である。講義は一般的に、大学院生の準備・予習による発表、質疑応答、討議などの形式で行われ、最後に試験、レポートが課されることもある。単位認定・成績評価に関しては、当該科目担当者の裁量に委ねられている。

課程修了のための単位数に関して、博士前期課程では、大学院生は、指導教授の指導の下、計32単位以上（指導教授による演習は必修かつ2年間で8単位）修得が必要である。また、必要に応じて、他の研究科（または学部）の科目を8単位まで、他大学大学院（単位互換協定校）の科目は10単位まで履修できる。博士後期課程では、大学院生は、計20単位（他大学大学院の科目履修は前期課程と同じ10単位）以上の

修得が必要である。この設定単位数は、博士前期課程においては、「当該研究分野における問題の的確な把握・解明する能力を身に付ける」ために、また、博士後期課程においては、「高度の専門性が求められる分野において活躍しうる高度な研究能力と豊かな学識を備える」ために、妥当と思われる。

③社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

本研究科の社会人学生、外国人留学生の入学者数の推移は大学基準協会基礎データ表 18・表 18-3 のとおりである。残念ながら、入学者は減少傾向にある。社会人入学者は主に、資格（税理士）取得を目的に入学しているが、2002年4月から資格取得のための認定の厳格化により、本研究科で学ぶ特典が薄れてきた。その結果、入学者数が減ったものと思われる。一方、本研究科の特徴として、すでに有資格者（税理士）として実業界で活躍している社会人が、その分野の知識の深化と系統的な研究を目的に入学している。

また、外国人留学生の数は、学部への留学生の入学者数の減少と連動している。また、日本企業の新卒者（含む留学生）に対する人材採用状況の変化にも左右され、近年の雇用率上昇に伴い、外国人留学生の本研究科への進学希望者が減少している。

（2）教育方法等

（教育効果の測定）

博士前期課程における教育・研究指導上の効果の測定は、その最終的な成果としての課程修了論文である修士論文の評価と当該課程における学修の評価によって行われている。また、博士後期課程における教育・研究指導上の効果の測定は、本来はその最終的な成果としての課程修了論文である博士論文の評価によって行われるべきであろうが、現状では主に課程教育における効果の測定を中心に行われている。

博士前期及び博士後期の各課程において開講されている講義科目・演習科目については、定期試験は実施されていない。従って、当該講義科目・演習科目における教育効果の測定は、日々の講義時間及び演習時間の中での講読文献・資料の理解度、報告・議論の内容・水準の向上度を勘案して1年間の教育効果が測定されている。

他方、課程修了論文の評価を通じての教育効果の測定は、修士論文と博士論文によってそのプロセスは異なっている。修士論文指導では、指導教授を含む3名の審査委員による定期的な助言・指導の下に、修士論文の完成度を高めていくことができるような仕組みになっている。特に、専門分野ごとの中間報告会における研究の進捗度、それ以前の指導・助言の吸収度、さらには予備審査における完成度のそれぞれの評価にみられるような、最終審査に至るまでの中間段階での多頻度の評価の機会が設けられている。さらに、専門分野によっては博士前期課程在学者でも学会報告の機会が与えられており、該当する分野ではそのような学外での教育効果測定の機会を利用することを推奨している。

また、博士論文指導では、指導教授を含む3名の審査委員が事前審査と助言を行い、博士論文の進捗状況を十分に把握した上で、論文提出の可能性を審査し、この審査を通過した場合に初めて博士論文の提出が認められる仕組みになっている。特に、専門分野ごとの研究会における研究の進捗度、それ以前の指導・助言の吸収度、さらには事前審査における完成度のそれぞれの評価にみられるような、最終審査に至るまでの中間段階での多頻度の評価の機会が設けられている。さらに、専門分野によっては博士後期課程在学者のための学会報告の機会が与えられており、該当する分野ではそのような学外での教育効果測定の機会を利用することも推奨している。

(成績評価法)

博士前期課程及び博士後期課程における講義科目・演習科目についての成績評価は、日々のレジュメ作成・報告などを中心とする平常点により個々の担当教員の判断に基づいて、評価対象となる学生の資質向上の状況の程度に応じて行われている。講義科目・演習科目ともに通年開講になっているので、1年という時間経過による資質向上の状況が検証されることになる。成績評価の区分は全学共通である。

実際に大学院の課程に在籍している大学院生の構成は、必ずしも一様ではなく、学部からの進学者（日本人と留学生）、社会人（年齢差は大きい）、日本国内または海外の他大学出身の留学生など多岐に渡っている。従って、大学院における教育を受ける出発点となる入学時点の資質（日本語能力を含めて）にも相当の差があるので、個々の学生に対してそれぞれの向上の度合いを見極めた上で個別の評価がなされている。個々の大学院生に対する成績評価については、講義科目及び演習科目を担当する教員が全学共通の成績評価区分に従って各教員の判断によって行われている。

また、各課程における論文作成については、それぞれ具体的な評価基準が明文化されている。この評価基準は本学大学院の全研究科に共通の基準となっている。

(研究指導等)

博士前期課程及び博士後期課程では複数の教員による指導体制が導入されており、「主たる指導教授」と「従たる指導教授」との講義科目及び演習科目をそれぞれ同時に履修することができるようになっている。通常は、このような履修が博士前期課程では2年間継続されている。また、博士後期課程ではそのような履修が3年間継続されている。

博士前期課程では、このような講義科目・演習科目と並行して、入学直後より修士論文のための指導も行われている。この課程の1年次末に実施される語学認定試験に合格している2年次生には当該年度の初めに修士論文計画書の提出が義務付けられている。すべての大学院生が必ずしもこの計画書に従って修士論文に取り組んでいるわけではないものの、多くの大学院生は概ねこの計画書に即して修士論文を完成させている。修士論文の作成にあたっては、指導教授を中心とする専門分野の教員グループが論文審査委員会、予備審査委員会を形成し、中間発表会、個々の演習時などの機会を通じて研究指導している。

博士後期課程においても博士論文の作成にあたっては、指導教授を除く教員グループが課程博士指導委員会を形成し、他方では指導教授を中心とする専門分野の教員グループが論文審査委員会を形成し、中間発表会、個々の演習時などの機会を通じて研究指導している。

履修指導に関しては、博士前期課程及び博士後期課程において入学当初のオリエンテーション時に全体の履修指導が行われるものの、主として個々の大学院生は各自の指導教授と相談の上で、自分の専門分野・研究テーマに即して履修科目を選択している。2年次以降の履修指導は、専ら指導教授の助言により行われている。また、必要に応じて学部の教育課程における専門科目の履修が認められている。履修に際しての手がかりは、履修要覧とシラバスである。特に、シラバスについては、講義科目・演習科目ごとに書式を統一してより分かりやすく記載するように改善されている。また、年度初めの第1週目には履修を希望する大学院生に対してそれぞれの講義科目についてのガイダンスが個別に行われており、シラバスのみならず実際に担当教員の指導方針・内容等を確認することによって、履修に際しての判断に役立たせることができる。

指導教授による個別的な研究指導の充実度に関しては、博士前期課程における指導教授の研究指導では、2年間にわたって講義科目・演習科目及び論文指導が一貫して、しかも一体化して行われている。大学院生の多様化により、必要に応じて平日の夜間、土曜日に研究指導が行われることもある。また、時間割上は講義科目・演習科目の时限が決まって

はいるものの、随時柔軟に対応して行われている。特に、修士論文の作成にあたっては、必要に応じて指導の頻度を高めたりして、大学院生の個々の進捗状況に合わせた指導が行われている。また、専門分野ごとに合同のゼミナールが開催されたり、修士論文の中間発表会が開かれている。そのような機会にもまた指導教授による研究指導が行われることになる。

博士後期課程における指導教授の研究指導でも、基本的には博士前期課程と同様の方式によって3年間にわたって行われている。

教育・研究指導の改善への組織的な取り組み（FD）に関しては、特に意識的に研究科全体として行ってきたわけではない。しかし、専門分野ごとに実施されている大学院生も含めた研究会あるいは課程論文中間発表会などにおける大学院生指導及び教員相互の意見交換を通じて実質的には演習指導を公開していると言える。このことによって、相互啓発は、日常的に行われており、結果としてこのような活動がFDに相当すると考えられる。このような機会は、指導する大学院生の有無にかかわらず、特に若手教員にとってはベテラン教員との合同での教育・研究指導を経験するになっている。

シラバスの作成と活用状況に関しては、大学院全体の履修要覧・シラバスが冊子により作成されており、経済学研究科の履修要覧・シラバスはその中に含まれている。また、Webでも大学院のホームページにおいて経済学研究科の同一内容の履修要覧・シラバスを閲覧することもできるようになっている。大学院設置基準の一部改正に対応して、2007年度よりシラバスの充実を図っており、その内容は、授業内容、授業計画、授業運営、評価方法、オフィス・アワー、使用書・参考書によって構成されている。

博士前期課程及び博士後期課程の大学院生には、年度ごとにこの冊子が配付され、各年次において大学院生自身が履修科目を選択する際、あるいは履修科目の選択について指導教授に相談する際などに活用されている。この冊子にはすべての研究科の講義科目・演習科目についてのシラバスが含まれているので、他の研究科に開講されている講義科目を履修する際にも容易に参考にすることができる。また、Web上の履修要覧は、広く一般に公開されているので、経済学研究科の博士前期課程及び博士後期課程における各講義のシラバスを参考にして他大学の学生、社会人などの学外者が進学先の大学院選定の際に判断材料の一つとして活用できるようになっている。

学生による授業評価は、行われていない。現実には、博士前期課程及び博士後期課程において、個々の講義科目・演習科目の大学院生の履修者数には特定の専門分野への片寄りがあり、通常は極めて少人数の講義・演習が行われているに過ぎない。実際に、担当教員と大学院生が1対1となるような講義・演習も存在している。このような状況では、授業評価アンケートは適さないと考えられることから、これまでそのようなアンケートは実施されてきていない。

（3）国内外における教育研究交流

経済のグローバル化、国際化を背景にして、経済学の教育研究は、専門分野を越えた総合研究の必要性が増加してきている。それに対応して本経済学研究科では、教育内容としては、国際経済・貿易関係に関する多くの科目が開講されており、国際化への対応としてのカリキュラム編成は充実した内容である。アジアからの留学生が多く在籍していることから、国際・地域経済分野などの教育内容の対応も十分である。制度としては、次のような国内と海外における教育研究交流の制度を実施している。

国内については、神奈川県内の大学間で、大学院学術交流協定に基づいた単位互換制度がある。

海外との交流では、大学院生の留学と外国人留学生の本研究科の受け入れの制度がある。

外国人留学生の受入数は、少なくないが、本研究科大学院生の場合には、神奈川県内大学の単位互換制度及び海外留学ともに利用者は少ないのが実情である。

また日本人の大学院生が、休学し留学するケースはないことから、学生による海外との交流はまだ少ないと言える。

大学基準協会基礎データ 表 18-3 に示されているように、海外からの留学生をみると、経済学研究科が最も多い。しかし近年では減少傾向にあることから、積極的に受け入れる体制をつくる必要がある。

本研究科大学院生の海外留学と外国人留学生の受け入れについて以下に述べる。

①大学院生の海外留学状況について

海外留学をする大学院生はほとんどいないのが現状である。博士前期課程では2年間で修士論文を作成するのに時間がないことも理由と考えられる。

②外国人留学生の制度について

大学院学則第30条及び第33条に基づき外国人留学生を受け入れている。本研究科では、10分野のカリキュラムを編成していることから、アジア圏とくに中国からの留学生が多い。国際経済・貿易分野、マーケティング・ロジスティクスの分野を希望する留学生が多い。

(4) 学位授与・課程修了の認定

1) 博士前期課程における学位授与要件と修了認定

①修士学位の授与要件

修士学位を取得するためには、次の3要件を満たすことが必要となる。a) 本研究科に2年以上在籍し、32単位以上修得する、b) 語学認定試験に合格する、c) 修士論文を提出し、その審査に合格する。修士論文の審査は、本研究科委員会の定める審査委員（主査1名、副査2名）によって行い、学位授与は本研究科委員会において審議決定する。

②語学認定試験、論文審査委員、研究科委員会及び大学院委員会の承認

修士学位取得のために、前期課程1年次の10月に語学認定試験（母国語を除く外国語）を受ける。2年次では、論文計画書提出（6月）、論文中間発表会（10月）、修士論文予備審査会（12月）を経て、完成論文（提出期限1月）を提出する。研究科委員会は3名（指導教授が主査となり、副査2名）の審査委員を選出し、審査委員は論文審査及び最終口述試験を行い、その結果を審査報告書として提出する。

9月期卒業の場合は、2年次において、論文計画書提出（5月）、論文中間発表会（6月）修士論文予備審査会（7月）を経て、完成論文（提出期限7月中旬）を提出する。審査過程は3月期卒業と同様である。

各期の修了認定は、研究科委員会において、最終審査報告書の審議及び各修士論文の縦覧を行い、異議のない場合は修了認定とする。そして、大学院委員会において学位授与の可否が決定され、学位の授与がなされる。

2) 博士後期課程及び学位論文による学位授与要件

博士の学位には、「課程博士」と「論文博士」があり、「神奈川大学学位規程」に定められたそれぞれの学位授与要件を満たすことにより学位が与えられる。

①課程博士の授与要件

課程博士の学位を取得するためには、次の3要件を満たすことが必要となる。a) 本研究科後期課程に3年以上在籍し、20単位以上修得する、b) 語学認定試験に合格する、c) 博士論文を提出し、その審査に合格する。博士論文の審査は、本研究科委員会の定める審査委員（指導教授を含む3名以上）によって行い、学位授与は

本研究科委員会において審議決定する。また、学位請求論文の要件として、博士論文は、少なくとも公刊された3点以上の論文を基にして作成され、そのうち1点は学会誌などレフリー付の学術誌に掲載されたものとする。また、少なくとも1回は、全国レベルの学会報告を行い、外部評価を受ける。

(博士論文予備審査及び本審査)

博士論文の審査体制は、予備審査と本審査の2段階を経る。予備審査では、まず博士指導委員会を設置する。同指導委員会は、指導教授を除く3名の委員からなり、委員は研究科にて選定する。博士後期課程の学生は、3年次目から毎年4月に、論文作成の進捗状況報告書を提出する。さらに、6月に論文計画書を提出しなければならない。当指導委員会は、提出された報告書・論文計画書に基づき、これまでの研究活動や今後の研究プランやスケジュールをチェックし、論文提出が今後可能かどうか、不足しているときは、何をすべきかなどを、半年間かけて審査及び助言をする。同委員会で論文提出を認められた場合、予備審査委員会（委員3名、主査予定者は除く）を設け、研究論文としての要件を満たしているかどうかを審査する。

本審査では、指導教授を主査として当該研究科の担当教員3名以上から構成される審査委員（神奈川大学学位規程第6条）により論文審査が行われる。指導教授は、主査として提出論文のテーマと専門領域が一致することが要求される。そのため、指導教授の変更が必要とされるときは、指導委員会で判断して、変更を発議する。

また、必要に応じて、本研究科以外の本学教員、他大学教員または研究所の研究員を1名審査委員に加えることができる。なお、外部に論文審査を依頼するときは、現職と関連業績の提出を求める。審査は当年度内で結論を出すものとし、最終口述試験は公開とする。

審査委員会は、審査結果を審査報告書として提出する。研究科委員会は、最終審査報告書に基づいて修了認定の決定を行う。そして、大学院委員会において学位授与の可否が決定され、学位の授与がなされる。

②論文博士の授与要件

論文博士の学位を取得するためには、本研究科の行う博士論文審査に合格し、かつ、本研究科の博士後期課程を修了した者と同等以上の学識を有することが確認された場合に限る。

(博士論文審査)

提出された博士論文の審査は、当該研究科の担当教員3名以上から構成される。また、必要に応じて、本研究科以外の本学教員、他大学教員または研究所の研究員を1名審査委員に加えることができる。論文審査の主査は、専門領域が一致する本研究科教員が勤める。

3) 学位授与状況

本研究科の2001年以降の学位授与状況は下表のとおりである。

(単位：人)

	修士	課程博士	論文博士
2001年3月	14	0	0
2001年9月	0	0	0
2002年3月	20	2	0
2002年9月	1	0	0
2003年3月	13	0	0
2003年9月	0	1	0
2004年3月	15	0	1
2004年9月	0	0	1
2005年3月	25	0	0
2005年9月	2	0	0
2006年3月	26	0	0
2006年9月	4	0	0
2007年3月	27	0	0
合計	147	3	2

【点検・評価】

(1) 教育課程等

1) 大学院研究科の教育課程

本研究科の経済学系と経済・ビジネス系を網羅した豊富かつ専門性の高い科目の設置は、大学院設置基準に定められた博士前期課程の目的に合致している。また、博士後期課程の大学院生は、博士前期課程よりやや密度の濃い教育を受けることにより、博士後期課程の目的に十分になっている。つまり、本研究科の「特講」、「演習」科目は、大学院生の専門的かつ高度な知識の修得に対応しており、学校教育法及び大学院設置基準の要請を適切に満たしている。

次に、学士課程との関連性については、学士課程における教育課程と本研究科における教育課程がほぼ完全に対応しているので、本研究科は、大学院生にとって非常に学びやすい教育環境であると言える。両教育課程の結びつきは強く、その関連性は適切である。

同様に、本研究科の博士前期・後期課程の連動した適切な科目の配置により、大学院生は、博士前期・後期課程と、連続した、系統的なほぼ一貫教育を受けることができ、両者の適切な関係を享受できるようになっている。

また、本学の特徴とも言える複数教員指導体制の採用により、大学院生は、指導教授と関連分野のいろいろな教員からの指導を受けている。この体制の下、研究に関する様々な専門家からの助言、教育を受けることによって、大学院生は、比較的短期間に、より質の高い論文の完成が可能となる。

上記のように、制度的には問題はあまりないが、本研究科の大学院生の学生のニーズに沿った科目の提供も必要と思われる。例えば、資格取得を目指す学生のための科目、外国人留学生の異文化理解を助けるための科目・プログラムの設置が考えられる。

また、数が少ないとは言え、大学院生の研究成果の発表、執筆の機会を増やすなど、研究者育成のための学内外のプログラムの充実も必要である。

2) 授業形態と単位認定

博士前期課程、博士後期課程における大学院生の履修科目の成績は、担当教員によ

る試験やレポート、授業への参加度など、総合的に判断、評価される。その評価結果は、妥当と思われる。しかし、最近の傾向として指摘される、一部大学院生の基礎学力の低下、外国人留学生の日本語能力の個人差などを考えると、関連分野の複数教員による評価を参考にした、合議制評価の採用など、さらなる工夫が求められる。

3) 単位互換、単位認定等

神奈川県内の大学院間の単位互換協定のおかげで、大学院生は、非常に広範囲の分野の科目を履修できる状況下にある。しかしながら、本研究科の大学院生の活用実績はない。他大学院生との交流を深めるためにも、この制度の効用を説明、周知させることが必要である。

4) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

本研究科の指導教授と関連分野の複数教員による複数指導体制の活用により、テーマに相応しい論理的な論文の書き方を学び、社会人学生や外国人留学生も、その大半は、所定の期間内で学位を取得している。

しかしながら、一般的に、社会人学生は、実務上の特定問題に対する知識は豊富であるが、体系的・理論的な理解が不足する傾向にある。また、日本語能力のやや劣っている外国人留学生も時々見られる。それらを補うようなカリキュラムの編成が必要となる。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

本来、博士前期課程における教育効果の測定と課程修了論文の評価とは一体化していることが望ましい。博士前期課程においては、この一体化はほぼ実現している。少数の事例ではあるが、課程修了論文の提出が半期または1年遅れる場合もある。これは、修士論文指導の結果であると同時に、教育効果についての判断の結果とも言える。他方、博士後期課程の単位取得・期間満了と博士論文提出とは必ずしも時期が一致しているわけではない。そのため、一致していない場合には博士後期課程における教育・指導上の効果の測定は、専ら「研究」、「演習」科目の成績評価に依存することとなる。

(成績評価法)

博士前期課程における「特講」、「演習」科目及び博士後期課程における「研究」、「演習」科目についての成績評価に関する統一的な基準はない。個々の担当教員の判断によって成績評価が行われているに過ぎない。経済学研究科に在籍する大学院生の人数がそれほど多くない上に、各科目の履修者数も数名程度という状況である。

論文審査基準は明文化されており、審査を受ける側の大学院生もこの基準に照らして自身の修士論文あるいは博士論文を完成させる動機づけになっていると言える。

(研究指導等)

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性については、以下のことが指摘できる。博士前期課程及び博士後期課程では履修の積み重ねによって、それぞれの課程において専門領域の学識をより一層深めることができる仕組みになっていると言える。どちらの課程においても複数の教員による指導体制が導入されており、「主たる指導教授」と「従たる指導教授」との講義科目及び演習科目をそれぞれ同時に履修することができるようになっているものの、「主たる指導教授」と「従たる指導教授」との両方の指導を受けている大学院生は在籍者のほぼ半数であり、この制度が十分に活用されているとは言えない。また、他の研究科あるいは他大学の大学院の研究科における科目の履修制度はあるものの、実際にはほとんど利用されていない。他方、博士前期課程における修士論文作成及び博士後期課程における博士論文作成の指導は指導教授及び専門分野の教員

グループによって概ね適切に行われていると言える。

学生に対する履修指導の適切性については、以下のことが指摘できる。博士前期課程及び博士後期課程における履修指導は、適時行われており、個々の指導教授による履修指導では各大学院生の意向を尊重しながら、最も望ましい履修計画が組まれていると言える。

博士前期課程の「特講」あるいは博士後期課程の「研究」、また場合によっては各課程における「演習」の各担当教員は、その内容についてある程度の柔軟性を持っており、個々の大学院生の関心に応じて柔軟に対応する場合もある。他方、シラバスの記載については以前に比べれば改善されてきているものの、まだ必ずしも情報量としては十分とは言えない。もちろん、シラバスによって事前に提供する情報が十分ではない場合には、初回以降の講義において必要に応じて情報を提供することは可能である。しかし、あらかじめシラバスにおいて少なくとも不足のない程度の情報提供が大学院の講義科目・演習科目のすべての担当者に周知徹底されなければならない。

指導教授による個別的な研究指導の充実度に関しては、以下のことが指摘できる。個々の指導教授が担当する大学院生の人数には大きな偏りがあり、専門領域の相違によって大学院生の偏在が恒常化している。このことは、多くの大学院生を指導する教員が複数いる一方で、大学院生のいない専門領域では大学院生の指導の機会がない教員を多数生みだしている。特に、一人で多くの大学院生を指導する場合と少数の大学院生を指導する場合とでは、大学院生一人当たりの指導の充実度を均一にすることは難しい。また、現状では複数教員の指導体制の活用が不十分な点が指摘できる。

教育・研究指導の改善への組織的な取組みに関しては、実際にはFDを意識して行っているわけではない活動がFDに相当すると考えられる場合があるものの、研究科全体としてFDについての検討をようやく開始したところである。とは言え、修士論文の中間報告会のように、単なる報告会ではなく、実質的には分野ごとの合同ゼミナールとして機能している場合には、教員による大学院生への助言・指導だけではなく、教員間の助言・指導、さらには若手教員にとってはベテラン教員の指導の様子を直接確認する機会としても機能している。尤も、FDに関する全学的な組織がようやく発足したばかりであり、今後この組織が機能し始めることによって、個々の研究科におけるFD活動を活発化させる。

シラバスの記載内容の統一化によって、その内容は従来に比して改善されているものの、その充実度は必ずしも十分とは言えない。とりわけ、他大学の学生、社会人などの学外者が進学先の大学院選定の際に判断材料の一つとして十分に活用できるようにするためには、さらなる改善が求められる。

現時点では、本研究科の大学院生を対象とする授業評価アンケートは実施されていない。今後、大学院生を対象とする授業評価アンケートを実施することを検討しており、その際には日常的に少人数でおこなわれる大学院授業についての工夫・改善の手掛かりを得ることができるような工夫が欠かせない。

(3) 国内外における教育研究交流

「神奈川県内の大学院学術交流協定に基づく単位互換制度」については、学術交流としては評価できる制度であり継続する必要があるが、大学院生の利用が少ないのが実情である。しかしながら、それは、本研究科の経済学教育・研究のカリキュラムが10分野と多様であることから他大学大学院で履修する必要性があまりないと考えられる。しかし他大学大学院と共同でカリキュラムを編成して大学院相互の専攻を編成することも考えられる。それは今後の課題である。

大学院生の海外留学と外国人留学生受け入れに関しては、外国の大学院と提携することも一案である。カンザス大学（米国）、浙江大学（中国）だけではなく、さらに海外の大学

院と提携を広げることも考えてよいであろう。留学期間（原則一年）を延長することや、奨学金をさらに援助することも必要であろう。

（4）学位授与・課程修了の認定

1）指導教授の決定及び変更

指導教授は大学院入学時に決定される。指導教授のもとで、学生は自分の専門領域及び論文作成のための研究に従事する。研究論文テーマは、主に、学生が自己の興味をもとに選択し、また、論文指導は学生の研究テーマと指導教授の専門領域が一致することが条件である。修業過程で、指導教授の専門分野と学生の研究テーマが一致しなくなった場合、指導教授による研究指導が不可能となる場合もあり得る。そのような場合、学生は、研究科委員会の承認を得ることにより指導教授を変更することができる。研究科委員会は、論文審査の主査として新たに指導教授を指定し、副査を関連分野から定める。この制度は、論文審査の水準が向上されるとともに、指導が適切に行われると評価できる。

2）指導体制

近年の経済学は、いろいろな分野が相互に関連し合い複合的である。そのため、1人の指導教授では対応することが難しくなる場合がある。その場合、指導教授と論文テーマの整合性を確保するためにも、本研究科は複数の指導体制をとっている。具体的には、「従たる指導教授」制度を設け、指導教授と協力して指導にあたる体制を整えている。また、「研究論文とは何か」を徹底的に指導している。論文内容とは別に、研究論文を書く上での留意事項、論文作法などを指導している。これらの指導により、先行研究との関連の不明確性、引用の不備などの問題を回避している。

また、博士前期課程については、修士論文の予備審査委員会を設け、本審査前に修士論文の内容を審査し、完全な論文として本審査に提出できるように配慮されている。博士後期課程については、博士指導委員会を設け、学生が研究活動に関して、論文完成までのプランやスケジュールの修正、論文内容の是非を的確判断することができる。さらに、博士指導委員会に指導教授が入れないため、学生はより客観性の高い評価を受けることができるようになっている。

3）課程博士授与状況

2001年以降、4名の課程博士を授与された。しかし、2005年には、2002年3月31日に授与された博士論文が不適格と判断され、学位授与が取り消しになったことがある。この問題を改善するために、学位論文審査をより適切かつ透明性を高めて行うため、「学位論文審査申し合わせ」が2006年4月より施行された。これにより、審査体制と審査基準において、学位申請要件が明確化された。

【改善方策】

（1）教育課程等

1）大学院研究科の教育課程

本研究科の特徴であるが、博士前期課程で学ぼうとする学生は、資格取得を目的とする主に日本人学生と、学部教育よりやや専門的な教育を希望する外国人留学生とに分けられる。従って、ある程度対象を絞った、具体的な形のカリキュラム編成が必要となる。例えば、資格取得を目指す大学院生には、試験関連科目（「税理士」用の「簿記論」、「財務諸表論」などの理解を深めるための講座）を配置する必要があるだろう。

外国人留学生には、専攻する分野以外の日本事情に関連する基本的な科目の配置が求められる。例えば、日本の歴史、社会、文化、経済など、一般的な内容を学べる科

目を設けることも必要であろう。また、日本の実情を深く知るためのインターンシップ制度の採用も必要であろう。

また、博士後期課程では、数が少ないとは言え、研究者志向の大学院生にも配慮しなければならない。大学院生の研究成果の発表や執筆の機会を多く用意する必要がある。他大学との単位互換や学問的交流も積極的に進めるべきであろう。

以上の三点について早急に検討を開始する。

2) 授業形態と単位の認定

現在、本研究科の大学院生が少なく、ほとんどの授業では、教師と学生が緊密な、理想的な少人数教育が実施されている。この場合、教師との質疑応答が多くなるために、大学院生側にある程度の予備知識が求められる。しかし、履修の前提となる当該科目に関する基本的な知識が不足している学生が一部見られる。さらにまた、将来、大学院教育のニーズが高まると、今までのように経済学部で学んだ学生だけでなく、多様な経歴を持った学生、社会人の入学が予想され、基礎学力の多様な学生が増えると考えられる。従って、これまで以上に、学部開講科目の履修可能単位数を増やすか、あるいは基礎的な科目の配置が必要となるため、直ちに検討を開始する。

3) 社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

社会人学生は、実務的知識が比較的豊富で、特定の問題に関しては、他の大学院生よりも優れている。しかし、その問題の背景となる体系的・理論的な理解が不足している傾向が見られる。彼らの専門性を高めるとともに、巨視的な見方ができるようなカリキュラム・指導教育の工夫も必要となろう。

外国人留学生の場合、論文を書くための日本語表現が不十分な学生も見られ、彼らの日本語能力を高めたり、日本事情の理解を助けるための科目を新たに大学院の講義科目として開設することも必要となると思われ、全学的な留学生受け入れの体制整備を視野に入れながら検討したい。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

仕組みそのものについてはこれまでに改善を重ねてきており、現時点では特に改善の必要はないと考えられる。

(成績評価法)

現行の仕組みに関しては特に改善すべき点はないと考えられる。

(研究指導等)

1) 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

制度として複数の教員による指導の仕組みが整っているため、研究指導上「主たる指導教授」と「従たる指導教授」とのより一層の活用が望まれるものの、その前提は大学院生がどの分野を研究対象に選択しても、これを指導できる教員が少なくとも2名在籍していることである。したがって、当面は大学院生の指導上特にその効果が期待でき、しかも現実に対応可能な分野を中心にして、複数教員による指導を行うことによって、大学院生によって個人差があるものの、特に留学生あるいは場合によっては社会人についてはその効果が期待できる。

2) 学生に対する履修指導の適切性

シラバスの記載内容についてより一層の充実が図られなければならない。すでに入学した大学院生は、容易に個々の担当者を訪ね個別に相談することはできるものの、まだ入学していない特に学外からの進学予定者も視野に入れれば、彼らが主としてWeb上でシラバスを目にすることになるので、開講科目に関するより詳細な情報提供

を可能にしなければならない。

3) 指導教授による個別的な研究指導の充実度

ある特定の領域、ある特定の教員に大学院生が集中する傾向は本研究科にのみ見られる現象ではない。この現象は、常時どこでも見られるものである。専門領域に係わらず、大学院生一人当たりの研究指導をできるだけ均等に行うためには、指導教授をサポートするためにも複数の教員による指導体制が欠かせない。現行の仕組みの中に複数の教員による指導体制が整えられているので、この仕組みを最大限活用することが指導を受ける大学院生にとっても有効と言える。

(教育・研究指導の改善への組織的な取組み)

1) 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取組み (FD) 及びその有効性

経済学部所属する教員と経済学研究科に所属する教員がほぼ同じであることから、この活動の手始めは全体としての意識改革にあると言える。その上で、学部と大学院に共通する活動は同時進行で実施可能なものから実行に移さなければならない。また、経済学研究科において必要と考えられる経済学研究科に固有のFD活動が何かを見極めることも重要である。もちろん、すでに実施されているFD活動をより一層充実させていくことは言うまでもないが、まだ行われていない活動についても、経済学研究科において実施すべきと考えられる活動に今後は本格的に取組まなければならない。現時点において比較的早期に実施すべきFD活動としては、大学院生の授業評価アンケートが考えられる。しかし、いずれの講義科目・演習科目も受講生が少数であるためにその実施方法については一考の余地がある。また、すでに一部の専門分野において行われている合同ゼミナール方式についてはFD活動を意識してこれを実施しなければならない。

2) シラバスの作成と活用状況

シラバスは、留学生、社会人あるいは場合によっては一般学生も含めて外部からの入学希望者にとっては大学院選定の際の判断材料の一つになっていると言える。本研究科ではWeb上でシラバスを広く一般に公開しているものの、その内容は必ずしも判断材料として十分に役立っているとは言えない。シラバスでのメールアドレスの公開も含めて、講義内容・演習内容がより一層わかりやすく、利用者が使い勝手の良いシラバスに改善していかなければならない。

3) 学生による授業評価の活用状況

授業評価アンケートは、講義科目・演習科目の改善につながるような大学院生の本音を知ることができるように工夫した上で実施されなければならない。そのためには、匿名性にも配慮し、必要に応じて学外の機関等の利用も視野に入れる必要がある。また、アンケート結果の利用に際しても、回答者が特定できないような配慮がなされなければならない。

(3) 国内外における教育研究交流

- 1) 「神奈川県内の大学院学術交流協定に基づく単位互換制度」は、今後とも継続する必要がある。
- 2) 大学院生の海外留学と外国人留学生受け入れについては、外国の大学院との連携をさらに図り、共同のカリキュラムやコースを編成することを検討する。
- 3) 外国で入学試験を実施するなど、本研究科の広報活動を強化することを考える。
- 4) 海外の大学の教員との教育研究の相互交流を深める。

(4) 学位授与・課程修了の認定

現在の修士・博士の学位授与要件、修了認定、論文審査体制は妥当であると思われる。しかしながら、2001年以降、博士前期課程を2年間で修了できない学生が約5%（147名中7名）存在する。さらに、2年間で修了できない学生は増加する傾向にある。そのため、現行の指導体制の中に、論文作成技術を修得させる。また、本学経済学会発行の「ディスカッションペーパー」へ論文を積極的に投稿させる、などの指導を組み入れる。

また、社会人・外国人留学生に対しては、特に、アカデミック研究のあり方、語学指導等により、論文指導を行う。また、長期履修制度を導入することにより、論文作成を確実に修了するようにする。